特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	住民基本台帳ネットワークに関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務では、 全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、京都府サーバの運用及び 監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等 への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしてい る。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。

・京都府では、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、 全国共通の本人確認を行うために必要最低限度の情報のみ保有する。具体的には、4情報(氏 名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」 という。)であり、所得額や社会保障給付情報の税・社会保障・災害対策業務の固有情報は保有し ない。

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、中間において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。具体的に京都府では、住基法の規定に従い、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下(機構)という、)への通知 ③京都府知事から本人確認情報に係る京都府の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の開会 ⑤機構への本人確認情報の際会としての役割を担うため、付情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県本の主のに対して、と中、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「部道府県本のの、附票本人確認情報ファイルに更に係の財票に関する記録を正確に行う責務があり、知り事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報)とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報の所素本人確認情報の所表を実施する。とは認情報の所表本人確認情報の開示本がに関示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の所要、追加又は削除の申出に対する調査
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル	

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	-					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	京都府総務部自治振興課					
②所属長の役職名	自治振興課長					
6. 他の評価実施機関						
-						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	郵便番号602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部自治振興課					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部自治振興課					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年	2月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
		令和7年	2月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護	評価書の種類						
		《全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報技	是供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル(の取扱	いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託	もや情報提供ネットワーク	アシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステュ	ムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	・住基ネットワークシステムを操作するには、事前に当該事務について、住基ネットを使用することの承認を得た上で、最小限の操作者を登録し、生体認証でログインすることとしており、操作権限を持たない者が操作することを防ぎ、目的外の検索をした者を特定できるようにしている。・全ての操作者を対象に、毎年研修を行っており、住民基本台帳ネットワークシステムに係る基本的な事項に加え、実際に発生した目的外使用や個人情報の流出案件についても実例を交えながら説明している。・全ての業務端末について操作ログを採取し、毎週ベンダーにおいて不審なアクセスや時間外の使用がないかを監視するとともに、随時、アクセスログを利用所属長に送付し、目的外の検索がないか確認を求めている。					

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[0]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によってる4) 委託先における不正な信5) 不正な提供・移転が行る6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報 下正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 ステムを通じて目的! ステムを通じて不正! ・滅失・毀損リスクへ	対策 ፱(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更簡	所	変更前の記憶	変更後の配像	提出時期	提出時期に係る説明
平成20年11月0日	I 関連情報 5評価実施機関における担 当部署 ②所属長	自治振興課長 福垣 勝彦	自治振興課長 中西 則文	事後	定期人事異動を受けての修正
平成20年8月10日	I 関連情報 5評価実施機関における担 当部署 ②所属長	自治振興課長 中西 則文	自治振興課長 能勢 重人	事後	定期人事異動を受けての修 正
平成31年1月8日	I 関連情報 5評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	自治振興課長 能勢 重人	自治振興課長	事後	様式改正を受けての修正
平成31年1月8日	Ⅳリスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式改正を受けての追加
令和2年8月18日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	住民産業(産業)(産業)(関約42年7月26 日本産業(利利)(日本産業)(関約42年7月26 日本産業(利利)(日本産業(利用)(日本)(日本産業(利用)(日本産	住民産者(根底)(産品)(原和42年7月25 (東京)(日東京)(産事業) (東京)(日東京)(産事業) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京) (東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京)(東京)	事後	- 番号法(平成22年法律第28 号)施行に伴う変更 号)施行に伴う変更 号(情報の数合性)の複雑とし て、第30条の22を追加
会和2年12月26日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情 報の管理及び提供等に関する事務 基礎項 日評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎 項目評価書	事後	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
专和2年22月26日	表紙 個人のブライバシー等の権 利利益の保護の宣言	原整的物準は、但長基本台橋ネットワークシ アイルに係るた。規能機能の管理などは異 原理する事品に対する。 地域ではる場合とは、一般では、機能ができる場合とは、一般である。 のでは、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、 は、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、 は、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、 を表も出いたは、とき問題は、特定が、自 を表も出いたは、とき問題は、特定が、相 の意とないない。とき問題は、特定は、 を表も出いたは、とき問題は、特定は、 を表も出いたは、とき問題は、特定は、 を表もないたと、自然に、自然では、 は、のつうパイルー等の機能特性を可能に 組入のプライルー等の機能特性を確認されて、 組入のプライルー等の機能特性を確認されて、 組入のプライルー等の機能特性を確認されて、 組入のプライルー等の機能特性を確認されて、 を表もないたとにを表する。		事後	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
会報5年12月26日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事後	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
金銀石作品月品目	I 原連信機 1 特定要点情報 7 特定要点 2 年間の概要	福島南東は、信長本の構造(でする主) ・シー)に高いては最大体的カルトン ・シー)に高いては最大体的カルトン ・シー)に高いては最大化のカルトン ・シー ・シー ・シー ・シー ・シー ・シー ・シー ・シー	は、東京東京のインダーの「東京を新している」とは、東京東京のインダーの「東京を新りたり」という。 「日本の東京のインダーの「東京の大学」というから、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	事後	「デジタル予様法」の急行及 び担告基本の構造の一数改 正に作う変更のため。
金和5年2月34日	I 販連情報 1物変数人情報フイルを取 2本務の概要	記載なし	2 前年人人級目前機の砂管及び提供等に 可なる場。 物料に対しるの様子のと、 がは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	事後	「デジタル予療法」の飛行及 び但監基を機能の一部改 正に作う変更のため。
专称5年12月26日	I 関連情報 I 特定個人情報ファイルを取 リ扱う事務 ③システムの名称	住民基本台橋ネットワークンステム ※2 特定権人情報ファイル名は示す「京都 房均率権存本人権が開催ファイル」は、住民 基本信権ネットランステムの構造のうち、京都のサーバにおいて管理がなされて いたため、以降は、住民基本省等ネットワークンステムの内の京都府サーバ部分について 記載する。	1位主席本台集ネットワークシステム 2個集選権・フェイルをJに素す「都連 2個集選権・フェイルをJに素す「都連 類集集事業保存未過度指着ワティルタで「都 連済権助事保存列業本人通貨が着ファイルタ」 を表示した。根源保護サーバロの「現実権・ファイルタ」 カーノにはJに管理がなった。 は同性、住民基本特権ネットワークシステムの のの施道原根サーバをJが、近くが開業権通済 のの施道原根サーバをJが、これで、 のの施道原根サーバをJが、これで、 が、 のの他の発展をJによった。 のの他の発展をJによった。 のの他の発展をJによった。 1位は、 1位は	事後	「デジタル平板法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	京都府府知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファ イル	事後	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の模拠	記載なし	- 第30条の44の6第3項(都道府県知事保存 附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の 利用)	事後	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
***************************************	ILさい値判断項目 1.対象人数 財価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か ILさい値判断項目	平成26年1月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
會報5年12月26日	2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成26年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	「デジタル手続法」の施行及 び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令有2年3月22日	1 限度情報 3. 最人多句の利用 法令上の根拠	位民基本が確保(信基法) 回路42年7月25 「第7条(信見第の2起事事) 「第7条(信見第の2起事事) 「第12条のの信息基本作場の民事や、原す 「第12条のの信息基本作場の民事・原す 「第12条のの信息基本作場の民事・の表 「第2条の金の信息を一の表 「第2条の金の信息を一の表 「第2条の金の信息を「第2条の一の表 「第2条の金の信息を「第2条の一の表 第2条の金の信息を「第2条の金の表 第2条の金の信息を「第2条の金の表 第2条の金の信息を「第2条の金の表 第2条の金の信息を「第2条の金の表 第2条の金の信息を「第2条の金の表 第2条の金の信息を「第2条の金の表 第2条の金の音を「第2条の金の表 第2条の金の音を「第2条の金の音を「第2条の表 第2条の金の音を「第2条の金の音を」 第2条の金の音を「第2条の音を」 第2条の金の音を 第2条の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金	住民基本を確認(住基法) (原和42年7月25 は73年(住民港の)に展する。 は73年(住民港の)に展する。 は73年(住民港の)に展する。 124年のかりに日本土を中心の必須等に限す、 は73年のかりに日本土をから他認得を終年へ 大人を経営権命のが出まった。 は73年のかりに有するから他認得を終年へ 大人を経営権命のと思う。 124日のかりにより、「日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	事後	「ギジタル予様は」の施行及 び恒星基本を構造の一部項 正に待う変更のため。
电程7年3月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	様式改正を受けての修正
中報7年3月28日 中報7年3月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か IVリスク対策	令和5年12月1日時点 記載なし	令和7年2月1日時点 記載のとおり	事後	様式改正を受けての修正様式改正を受けての追加
	8.人手を介在させる作業				
中和7年3月28日	Nリスク対象 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	記載なし	記載のとおり	事後	様式改正を受けての追加
			<u> </u>		1